

清掃

～毎月1日は
「門前清掃の日」です～

【旧尾道・御調・向島地区】 〇清掃事務所 (☎0848-48-2900)
 【因島地区(原・洲江含む)】 〇南部清掃事務所 (☎0845-24-0432)
 【瀬戸田地区】 〇南部清掃事務所瀬戸田分所 (☎0845-27-0454)

年末年始の〔ごみ収集〕～収集日をよく確認してください～

ごみ収集	12月					1月	
	23 (祝)	27 (土)	28 (日)	29 (月)	30 (火)	1～4 (祝～日)	12 (祝)
尾道地域 向島町	火・金 がもやせる ごみの地域 のみ 収集 (注)	休	休	月・木が もやせる ごみの地域 のみ収集	火・金 がもやせる ごみの地域 のみ収集	休	月・木が もやせる ごみの地域 のみ 収集
御調町		休	休			休	
因島地域 瀬戸田町		休	休	全地域も やせるご みを収集	休	休	

※収集日以外に出したごみは収集されずに残ります。絶対に出さないでください。
 (注)御調町は、もやせないごみと資源ごみの地域も、平常どおり収集します。

年末年始の〔し尿収集〕

～依頼はお早めをお願いします～
 ※計画的に収集できるようにご協力ををお願いします。

尾道地域・向島町・御調町	12月30日(火)～1月4日(日)は休みです。
因島地域	12月27日(土)～1月4日(日)は休みです。
瀬戸田町	12月29日(月)～1月4日(日)は休みです。

年末年始・休日の〔ごみ持込受付〕

～対象は家庭からのごみです～(資源物・粗大ごみ含む)

※下記を除く土・日・祝日、12月31日(火)～1月4日(日)は休みです。年始は1月5日(月)から通常通り持ち込みできます。

尾道市クリーンセンター	12月28日(日) 8:30～12:00	〇尾道市クリーンセンター ☎0848-48-2900
	12月29日(月) 8:30～12:00 13:00～16:00	
	12月30日(火) 8:30～12:00	
向島クリーンセンター	12月29日(月) 8:30～12:00 13:00～16:00	
	12月30日(火) 8:30～12:00	
御調清掃センター	12月27日(土) 8:30～11:00	
	12月29日(月)10:00～12:00 13:00～16:00	
	12月30日(火)10:00～12:00	
南部清掃事務所	12月28日(日) 8:30～12:00	〇南部清掃事務所 ☎0845-24-0432
	12月30日(火) 8:30～12:00	
瀬戸田名荷埋立処分地	12月28日(日) 8:30～12:00	〇南部清掃事務所瀬戸田分所 ☎0845-27-0454
	12月30日(火) 8:30～12:00	

※年末は大変混雑しますが、上記時間以降入場できません。
 あらかじめご了承ください。

年末年始の〔尾道地域の資源回収日程変更〕

※次の地区は、日程が変更となっています。ご注意ください。

吉和地区	平成27年1月5日(月)
三成・木ノ庄西地区	平成27年1月8日(木)
百島地区	平成27年1月19日(月)

■料金表示のないものは参加無料です。

☎電話

☎ファックス

✉電子メール

🌐ホームページ

📄申込先

📞問い合わせ先

より良い景観づくりのために 【連載3回目】

●屋外広告物(看板)を出すときは許可申請が必要です

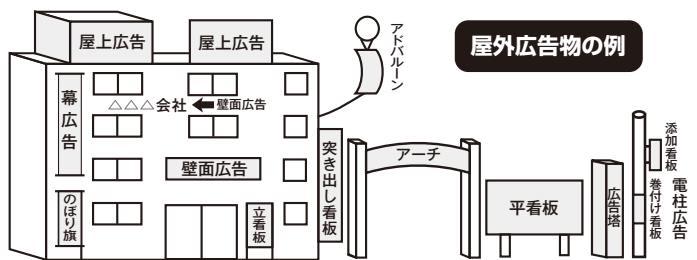
Q 自分の敷地内に設置する屋外広告物でも許可を受けなければなりませんか。

A 屋外広告物法では、「屋外で公衆に表示されるもの」を屋外広告物として定義しており、敷地の内外で区別していません。したがって、自分の敷地に設置する場合であっても許可申請は必要です。ただし、自分の店舗や店舗の敷地に、その店名や事業内容などについて表示するもので、表示面積の合計が10㎡以下(※地域によっては7㎡)である屋外広告物については、許可申請は不要です。(具体的な地域についてはお問い合わせください。)

○対象面積の屋外広告物の設置を予定している人は、あらかじめ申請をしてください。

○申請をするときは、屋外広告物の表示面積に応じて申請手数料がかかります。
 詳しくはお問い合わせください。

📞問まちづくり推進課(☎0848-38-9223)
 因島総合支所施設管理課(☎0845-26-6202)
 瀬戸田支所しまおこし課(☎0845-27-2213)



税制改正

☎市民税課(☎0848-38-9154) 因島瀬戸田市民税係(☎0845-26-6227)

平成27年度から適用される市・県民税の主な改正点

■住宅借入金等特別控除に関する改正

住宅借入金等特別控除について、適用期限が4年間(平成26年1月1日から平成29年12月31日まで)延長され、さらに平成26年4月以後に居住を開始した場合の控除限度額が136,500円に引き上げられます。

市・県民税の住宅借入金等特別控除は、所得税において控除しきれなかった金額がある場合に、限度額以下の範囲で控除するものです。

	改正前	改正後	
居住開始年月日	～平成25年12月31日	平成26年1月1日 ～平成26年3月31日	平成26年4月1日～ 平成29年12月31日
市・県民税の 控除限度額	所得税の課税総所得 金額等の5% (最高97,500円)	所得税の課税総所得 金額等の5% (最高97,500円)	所得税の課税総所得 金額等の7% (最高136,500円)※

※住宅取得に係る消費税等の税率が、8%または10%である場合に限られます。それ以外の場合における控除限度額は所得税の課税総所得金額等の5%(最高97,500円)です。

■上場株式等の譲渡所得等及び配当所得に対する軽減税率の廃止

上場株式等の譲渡所得等及び配当所得に係る10%(所得税7%、市・県民税3%)軽減税率の特例措置は、平成25年12月31日をもって廃止されました。平成26年1月1日以降は、本則税率の20%(所得税15%、市・県民税5%)が適用されます。

○上場株式等の譲渡所得等に係る税率

区分	平成22年度～平成26年度	平成27年度以後
金融商品取引業者 等を通じた譲渡等	3%(市民税1.8%、県民税1.2%) 7%所得税	5%(市民税3%、県民税2%) 15%所得税
上記以外	5%(市民税3%、県民税2%) 15%所得税	

○上場株式等の配当等に係る税率

平成22年度～平成26年度	平成27年度以後
3%(市民税1.8%、県民税1.2%) 7%所得税	5%(市民税3%、県民税2%) 15%所得税

平成25年分から平成49年分までの確定申告の際には、上記所得税と併せて、復興特別所得税を申告・納付することになります。

■非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(いわゆるNISA)の創設

20歳以上(口座開設の年の1月1日現在)の居住者等を対象として、平成26年から平成35年までの間に、年間100万円を上限として非課税口座で取得した上場株式等の配当等やその上場株式等を売却したことにより生じた譲渡益が、非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から最長5年間非課税となります。



申告相談時期

申告期間は、平成27年2月16日(月)～3月16日(月)です。市内各会場の日程は、広報おのみち1月号でお知らせします。

農業委員会委員選挙人名簿登録申請書の提出を

農業委員会委員選挙人名簿は、毎年1月1日現在の耕作面積など選挙資格を記入した登録申請書に基づいて、尾道市選挙管理委員会で調整するものです。

前年度申請書を提出した人は12月下旬に送付する申請書で、新たに申請する人は農業委員会事務局各支所出張所で申請書を受け取り、所定

の事項を記入して、平成27年1月10日(土)までに提出してください。

選挙権

市内に住所を有し、平成7年4月1日までに生まれた人で、次のいずれかに該当する人は、尾道市農業委員会委員選挙の選挙権を有します。

- ①10アール(1反)以上の農地につき、耕作の業務を営む人(農業経営者)
- ②10アール(1反)以上の農地につき、耕作の業務を営む人(農業経営者)の同居の親族、またはその

配偶者で、年間概ね60日以上その耕作に従事する人

- ③10アール(1反)以上の農地につき、耕作の業務を営む農業生産法人の組合員、社員または株主で、年間概ね60日以上その耕作に従事する人

☎農業委員会事務局(☎0848-38-9491)
御調出張所(☎0848-76-2929)
向島出張所(☎0848-44-0641)
因島出張所(☎0845-26-6217)
瀬戸田出張所(☎0845-27-2212)

尾道市議会議員一般選挙と 尾道市長選挙の立候補予定者の皆さんへ

平成27年4月に、尾道市議会議員一般選挙(定数29人)と尾道市長選挙が行われる予定です。次のことに関しては、選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。

■選挙運動の公費負担

選挙運動用ポスター作成費、選挙運動用自動車の借入れ契約等

■選挙公報

選挙運動用ポスター作成を早目に予定している人は、ポスター作成上の留意点についての資料をお渡しします。詳しくは、平成27年2月28日(土)に開催予定の立候補予定者説明会で説明します。

■選挙運動と政治活動

■選挙運動

選挙運動とは、特定の選挙について、特定の候補者を当選させるための行為をいいます。

選挙運動は、本来自由に行うべきものですが、選挙の公正を守るため一定のルールを設けています。

例えば、選挙運動のできる期間は、告示の日(立候補の届出の日)から投票日の前日までで、立候補届出

前の選挙運動は事前運動といい禁止されています。それに、戸別訪問、飲食物の提供(茶菓子程度は除く)なども禁止されています。また、選挙運動に使用する事務所、自動車、看板なども数・規格の制限があり、選挙運動に使用する費用にも制限があります。

■政治活動

政治活動とは、政治上の主義や施策を推進・支持すること、または公職の候補者を推薦・支持すること、またはこれらに反対することを目的として行う行為をいいます。ただし、原則として選挙運動にわたる行為は除かれます。

したがって、個人または政党その他の政治団体等による政策の普及宣伝、党勢拡張等の活動、例えば議会報告会等の開催、議会報告書の頒布などは、それ自体としては選挙運動ではなく政治活動であるため、原則として自由に活動できます。

しかし、演説会において、特定の立候補予定者に対する投票依頼を内容とする演説を行った場合はもちろん、政党その他の政治団体が主催してその支持する候補者が出演する演

説会を選挙直前に関係区域で集中して開催したような場合も事前運動にとられる場合もあります。

◎後援会活動(ある政治家の後援会の会員募集、発会式、総会の開催等、その政治家の政治的勢力の擁護のための行事である限り)は、政治的活動の1つです。しかし、これが選挙の直前に立候補予定の政治家のため広く多数の選挙人に向けて行われるようなときは、事前運動的性格を帯びてきます。

■寄附の禁止等

有権者にもいろいろな規制があります。陣中見舞いとして酒やビールを候補者などに提供することや、候補者等から金品や物を受け取ったり要求することも違反となります。

特にこれからは、歳暮や年賀のシーズンです。政治家は、選挙区内の人にお歳暮など贈り物をすることや、年賀状などあいさつ状を出すことも禁止されています。日頃から、三ない運動(贈らない、求めない、受け取らない)を心に留め、きれいで明るい選挙に努めましょう。

☎選挙管理委員会事務局

(☎0848-38-9258)

■料金表示のないものは参加無料です。
☎電話

FAX ファックス

✉電子メール

📧ホームページ

📄申込先

📄お問い合わせ先

健康・福祉

健康相談など

健康診査の結果や血圧・体重などを記入できる健康手帳を配布しています。(40歳以上の市民)

配布場所 健康推進課、保険年金課、因島総合支所健康推進課、御調保健福祉センター、向島支所、瀬戸田福祉保健センター

尾道地域(向島を含む)

健康推進課(☎0848-24-1962)

●こころの健康・ひきこもり相談

(要申込/定員各日2人)

◇12月22日(月)13:30~16:30

場所 市民センターむかいしま

◇平成27年1月6日(火)13:00~16:00

場所 総合福祉センター

対象 こころの悩みのある人かその家族、または概ね18歳以上で6カ月以上ひきこもり状態にある人かその家族

担当 精神保健カウンセラー

●成人健康相談

◇平成27年1月8日(木)9:30~11:00

場所 総合福祉センター

内容 集団健診結果説明、血圧・体脂肪・骨密度測定、健康相談(保健師)、栄養相談(栄養士)

御調地域

御調保健福祉センター(☎0848-76-2235)

●こころの相談(要申込/定員2人)

◇12月24日(水)13:30~15:30

場所 御調保健福祉センター

対象 こころの悩みのある人かその家族

担当 臨床心理士、保健師

●もの忘れ何でも相談室(要申込)

◇平成27年1月15日(木)13:30~15:00

場所 御調保健福祉センター

対象 認知症状のある人を在宅で介護している家族

内容 もの忘れ等についての個別相談[申込等は尾道市北部地域包括支援センター(☎0848-76-2495)へ]

東部保健所での相談(要申込)

●B型・C型肝炎ウイルス検査

◇第2・4水曜(検査無料)

※他で検査機会がない人が対象です。※今まで検査を受けたことのない人が対象です。

●HIV抗体検査と相談

◇第2・4水曜(検査無料)

※匿名受付。電話相談随時

●アレルギー疾患相談

◇第3火曜 13:30~15:30

内容 生活・栄養相談(お子さんは母子健康手帳持参)

●心の健康相談(精神科医師による相談)

◇12月17日(水)13:30~16:00

☎東部保健所保健課(☎0848-25-2011)

介護予防教室 「東部んだいじょう部」

■しめ縄作り

日時 12月18日(木) 13:30~15:00
場所 福田ふれあい館(西藤町)
※汚れても良い、動きやすい服装でお越しください。

■曲に合わせて健康体操

日時 平成27年1月22日(木)
13:30~15:00
場所 浦崎公民館

【共通事項】

対象 概ね65歳以上の人

☎尾道市東部地域包括支援センター
(☎0848-56-0345)

高齢者の所得税等の障害者控除

身体や精神などに障害のある65歳以上の人で、身体障害者手帳などを持っていない場合でも、その程度が身体・知的障害者認定基準に準じていれば、市長の認定により、所得

税や住民税の障害者控除を受けることができます。

認定書の交付には日数を要しますので、余裕をもって申請してください。
※要介護認定を受けていない場合は、所定の診断書(有料)が必要です。

控除額

【障害者控除】

所得税27万円、住民税26万円

【特別障害者控除】

所得税40万円、住民税30万円

☎高年齢者福祉課(☎0848-38-9137)

高齢者インフルエンザ予防接種

高齢者インフルエンザ予防接種の公費助成は、平成27年1月末日までです。

まだ接種を受けていない人は、1月末日までに接種を受けましょう。

詳しくは、広報おのみち9月号18頁をご覧ください。

☎健康推進課(☎0848-24-1961)

生と死を考える談話室

日時 平成27年1月10日(土)
14:00~16:00

場所 総合福祉センター

テーマ 「想いが通じ合うコミュニケーション」~患者さんが教えてくれたこと~

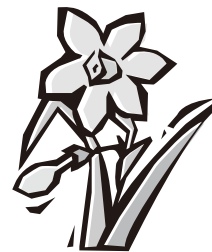
話題提供者 豊田直之さん(JA尾道総合病院医療福祉支援センター)

※当日、直接会場にお越しください。

☎尾道・生と死を考える談話室

(☎0848-22-9872)

健康推進課(☎0848-24-1962)



当番医 診療時間/午前9時~午後5時(時間厳守) 尾道市医師会	月日	内科系	小児科系	外科	当番医 診療時間/午前9時~午後1時(時間厳守) 尾道市歯科医師会	歯科
	12月21日	湯浅内科(内) 土堂2 ☎23-7070	土本ファミリークリニック(小内) 向島 ☎44-0246	笠井病院(外) 久保1 ☎37-2308		桑原歯科医院 向島 ☎44-2220
23日	大田垣医院(内) 向島 ☎44-0660	おぐら小児科(小内) 高須 ☎20-2370	上野整形外科(外) 高須 ☎46-0080	小山歯科医院 古浜 ☎22-2981		
28日	松本病院(内) 久保3 ☎37-2400	こどもクリニックさとう(小) 久保1 ☎20-7330	くさか整形外科(外) 美ノ郷 ☎48-4870	さいだ歯科医院 美ノ郷 ☎48-0014		
30日	高橋医院(内) 高須 ☎46-0004	宮地クリニック(小内) 栗原 ☎22-8855	三宅医院(外) 向島 ☎44-1048	はしもと歯科 高須 ☎47-0848		
31日	平櫛内科医院(内) 栗原東2 ☎22-9748	ささき小児科医院(小内) 西御所 ☎22-4083	米花医院(外) 高須 ☎47-4114	福岡歯科医院 新浜1 ☎22-2001		
1月1日	弘田内科クリニック(内) 栗原西2 ☎20-1266	尾道総合病院(小) 平原 ☎22-8111	吉原胃腸科外科(外) 向東 ☎45-0007	古川歯科医院 美ノ郷 ☎48-2666		
2日	諫見内科医院(内) 久保1 ☎37-5805	板阪内科小児科医院(内小) 西久保 ☎37-3803	徳毛外科医院(外) 新浜1 ☎25-2233	ほていや歯科 新高山2 ☎56-0821		
3日	加納内科消化器科(内) 高須 ☎47-3200	向島小児科外科クリニック(小内) 向島 ☎44-7881	笠井病院(外) 久保1 ☎37-2308	馬越歯科医院 土堂1 ☎25-2424		
4日	片山医院(内) 栗原 ☎23-8252	宇根クリニック(小内) 高須 ☎47-4111	古島整形外科(外) 高須 ☎20-2222	丸山歯科医院 神田 ☎25-3775		
11日	井手内科クリニック(内) 土堂2 ☎22-3738	西医院(内小) 手崎 ☎23-2437	坂上整形外科クリニック(外) 向東 ☎45-3800	石井歯科医院 山波 ☎46-4478		
12日	山本医院(内) 美ノ郷 ☎48-0021	藤本医院(内小) 栗原 ☎23-2424	板阪整形外科クリニック(外) 高須 ☎56-0506	板阪歯科医院 高須 ☎55-0007		

※市外局番はいずれも「0848」です。※診療時間にご注意ください。

※変更になることがありますので、尾道市消防局(☎0848-55-0119)または当番医へ受診前に電話でご確認ください。

※因島地区については、「因島医師会病院(因島中庄町 ☎0845-24-1210)」がすべての休日に対応します。

※瀬戸田地区については、お知らせカレンダーをご参照ください。